

県 出 資 外 郭 団 体 一 覧

現在の改革基本方針の対象となる団体

| 団 体 名 | 改革基本方針(改訂版) <平成20年1月 策定> | (参考)平成16年策定の改革基本方針 | 備 考 |
|-------------------------|--|--|----------|
| 1 (財)長野県消防協会 | 必要な県関与の継続 | 県関与の見直し (県と市町村及び団体との役割分担の明確化) | |
| 2 (特)長野県土地開発公社 | 事業の縮小(機能は存続) (公社の機能・制度の活用が有利な事業に限定して実施し、プロパー職員ゼロの組織・人員体制とする。) | 団体の廃止 (県等への保有土地の引き渡しが終了した時点において) (先行取得事業の県直営化) | |
| 3 しなの鉄道(株) | 事業推進に対して積極的に支援 | (方針の対象外) | H20.1 追加 |
| 4 松本空港ターミナルビル(株) | 県関与の見直し (筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す) | 同 左 | |
| 5 (財)長野県国際交流推進協会 | 民間主導の団体として運営 (H24.2 一部改訂 民間主導の団体として運営しつつ必要な県関与の実施) | 県の人的関与を廃止し、民間主導の団体へ | |
| 6 (財)長野県長寿社会開発センター | 必要な県関与の継続 | 県関与の抜本的な見直し | |
| 7 (株)長野協同データセンター | 事業推進に対して積極的に支援 | 同 左 | |
| 8 (社福)長野県社会福祉協議会 | 団体の自立的な運営 | 県関与の抜本的な縮減 | |
| 9 (社福)長野県社会福祉事業団 | 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す | 同 左 | |
| 10 (特)長野県職業能力開発協会 | 団体の自立的な運営を継続 | 県関与を縮減し、団体の自律的な運営へ | |
| 11 (財)長野県生活衛生営業指導センター | 運営経費の見直し | 県関与の縮減 | |
| 12 (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会 | 事業推進に対して積極的に支援 | 同 左 | |
| 13 (財)長野県健康づくり事業団 | 自立的な運営を継続 | 事業を見直して存続 | |
| 14 (社)長野県地域包括医療協議会 | 団体のあり方について関係者と協議 | 県関与と事業の県直営化 | |
| 15 (財)長野県文化振興事業団 | 県の人的関与の抜本的な縮減 (H24.2 一部改訂 県職員派遣期間の延長) | 県の人的関与の抜本的な縮減 | |
| 16 (財)長野県下水道公社 | 県関与の廃止 (H24.2 一部改訂 県職員派遣期間の延長) | 同 左 | |
| 17 (財)長野県中小企業振興センター | 必要な県関与の継続 | 県関与の抜本的な縮減 | |
| 18 (財)長野県テクノ財団 | 事業推進に対して積極的に支援 | 県関与の廃止 | |
| 19 (財)塩尻・木曾地域地場産業振興センター | 塩尻市主導の運営を継続 | 県関与の廃止 (株式会社化の検討を提案) | |
| 20 (財)飯伊地域地場産業振興センター | 飯田市主導の運営を継続 | 県関与の廃止 | |
| 21 (特)長野県信用保証協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合 | |
| 22 (社)信州・長野県観光協会 | 団体の自立的な運営 | 民間主導の団体へ | |
| 23 (財)長野県農業開発公社 | 現在の体制で事業の効率化を図る | (社)長野県農業担い手育成基金と統合及び長野県農業会議と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議と統合 | |
| 24 (社)長野県原種センター | 事業の効率化 | 県関与の縮減 | |
| 25 (社)長野県畜産物価格安定基金協会 | 他の畜産関係団体との統合を検討 | 同 左 | |
| 26 (社)長野県農業担い手育成基金 | 現在の体制で事業の効率化を図る | (財)長野県農業開発公社と統合 | |
| 27 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会 | 県の人的関与は今後も行わない | 同 左 | |
| 28 (特)長野県農業信用基金協会 | 現在の体制で事業の効率化を図る | 制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合 | |
| 29 (特)長野県農業会議 | 現在の体制で事業の効率化を図る | (財)長野県農業開発公社と事務局を統合 制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合 | |
| 30 (社)長野県林業公社 | 経営改善の推進 (収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。) | 団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において) | |
| 31 (社)長野県林業コンサルタント協会 | 自立的な運営の継続 | 県関与の廃止 | |
| 32 (財)長野県林業用苗木安定基金協会 | 県関与は今後も行わない | 同 左 | |
| 33 (財)長野県緑の基金 | 民間主導の団体として運営 | 県関与を廃止し、民間主導の団体へ | |
| 34 (財)長野県林業労働財団 | 存続 | 同 左 | |
| 35 (特)長野県道路公社 | 団体の廃止 (平成38年度、事業期限到来時) | 団体の廃止 (財務条件等を満たした時点において) | |
| 36 (財)長野県建設技術センター | 自立的な運営の継続 | 県関与の廃止 | |
| 37 (特)長野県住宅供給公社 | 事業の縮小 (公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化) | 事業の縮小 (制度改正後に改革基本方針を見直し) | |
| 38 (財)長野県建築住宅センター | 県関与の廃止 | 同 左 | |
| 39 (財)長野県体育協会 | 業務量に見合った効率的な業務の実施 | 県関与の抜本的な縮減 | |
| 40 (社)長野県私立幼稚園協会 | | | |
| 41 (社)長野県私立短期大学協会 | 県の財政的関与の廃止 | 県関与と事業の統合 県の財政的関与の廃止 | |
| 42 (社)長野県私学振興協会 | | | |
| 43 (財)長野県暴力追放県民センター | 必要な県関与の継続 | 県関与の廃止 (県警の改革による暴力追放体制の強化) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進) | |
| 計 43 団体 | | | |

基本方針(改訂版) <H20.1> 策定後に廃止等となった団体

| | | | |
|-------------------|----------------------------|-----|----------|
| 44 (財)長野県廃棄物処理事業団 | 団体の廃止 | 存続 | H20.3 廃止 |
| 45 (財)長野県国民年金福祉協会 | 県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請) | 同 左 | H21.3 廃止 |
| 計 2 団体 | | | |

基本改革方針 <H16.6> 策定後に廃止等となった団体

| | | | |
|-------------------|-----------------|----------------------------|--|
| 46 (財)長野県勤労者福祉事業団 | 団体廃止済み (H18.3) | 団体の廃止 | |
| 47 (財)長野県建設技能振興基金 | 団体廃止済み (H17.11) | 団体の廃止(解散を提案) | |
| 48 (特)長野県漁業信用基金協会 | 団体廃止済み (H18.3) | 団体の廃止(事業そのものの廃止) | |
| 49 (社)長野県生乳検査協会 | 団体廃止済み (H19.3) | 県関与は今後も行わない | |
| 50 (財)長野県公園公社 | 団体廃止済み (H18.3) | 団体の廃止 | |
| 51 (財)長野県学生寮 | 団体廃止済み (H19.3) | 団体の廃止(事業そのものの廃止) | |
| 52 (社)長野県高圧ガス保安公社 | 団体廃止済み (H17.3) | 県関与の廃止 | |
| 53 (社)長野県地域開発公団 | 団体廃止済み (H17.4) | 団体の廃止 | |
| 54 浅間高原観光開発(株) | 民間に移譲済み (H19.3) | 県関与の廃止 | |
| 55 (財)信州医学振興会 | 外郭団体の定義から除外 | 県関与は今後も行わない (出捐金の返還を要請) | |
| 計 10 団体 | | | |